

利子補給つき低利の融資でトラック業界の近代化を

第41回(平成29年度) 中央近代化基金 補完融資 推薦申込み公募のしおり

■この融資の目的■

この融資は、全日本トラック協会からの利子補給により、長期低利の融資を推進し、トラック運送事業者の近代化・合理化をはかるものです。

推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するもので、融資の決定とは異なります。推薦決定後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

平成 29 年 6 月



第41回(平成29年度)中央近代化基金「補完融資」推薦申込公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1.	公募推薦総枠	30億円
2.	公募期間	平成29年6月15日(木)から平成29年11月30日(木)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込みの受付を締め切る)
3.	申込み先	地方トラック協会(以下「地方協会」という)を通じ、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という)宛て申込み
4.	推薦対象者	地方協会に加入している貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の 許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨 物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)(以下「事業者」 という)であって、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という) 又は商工中金の代理店の取引資格があるもの(予定を含む)
5.	推薦対象事業	<p>(1)トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金</p> <p style="margin-left: 20px;">①近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む</p> <p style="margin-left: 20px;">②設備の「補修・改修」に要する資金を含む</p> <p>(2)人材確保及び生産性向上のための設備</p> <p style="margin-left: 20px;">①福利厚生施設の整備に要する資金[男女別施設(トイレ・更衣室・ 休憩室等)を含む]</p> <p style="margin-left: 20px;">②荷役機械購入に要する資金(パワーゲートの設置を含む)</p> <p>※車両購入及び改造は除く</p> <p>(注1)推薦融資の対象となるのは、平成29年度において投資される資金 であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする 但し、2ヶ年度に亘り一体的な整備が必要な不動産投資等については、平成30年度までの資金も推薦対象とする</p> <p>(注2)自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない 但し、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成29年 4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」 で必要資金を賄った場合で、本推薦融資の資金が当該つなぎ融 資の一括返済又は当該割賦手形の一括組戻しに充当されるもの については推薦対象とする</p> <p>(注3)推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる</p>

6.	推薦融資の条件	(1)融資限度					
		事業規模が1億円以上50億円以内の大規模プロジェクトで、					
		平成29年度以降の投資額の30%（投資額の30%が5千万円					
		未満の場合は5千万円)ただし、未払金額以内					
		(2)融資利率					
		取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による					
		(3)償還期間					
		10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内)					
		ただし、主設備と同時に付帯設備投資(事務機器・荷役機械等)をする					
		場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める					
		(4)据置期間					
		償還期間のうち6ヶ月以内(初回元金償還日が貸出日から6ヶ月以内)					
		(5)償還方法					
		月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)ただし、端数は最終償還日で調整するものとする					
		7.	利子補給	(1)利子補給率 年0.3%			
				(2)利子補給限度額			
1事業者に対する利子補給額は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円							
を限度とする(但し、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)							
8.	取扱金融機関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)					
9.	地方協会から全ト協宛て推薦期限(全ト協必着日)	第1回	平成29年8月7日(月)	第2回	平成29年9月7日(木)		
		第3回	平成29年10月6日(金)	第4回	平成29年11月7日(火)		
		第5回	平成29年12月7日(木)				
		「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)・「推薦先明細表」(様式9号)にて全ト協宛て推薦					
10.	推薦適否決定通知(通知予定日)	第1回	平成29年8月21日(月)	第2回	平成29年9月21日(木)		
		第3回	平成29年10月20日(金)	第4回	平成29年11月21日(火)		
		第5回	平成29年12月21日(木)				

11.	推薦通知書の有効期限	推薦通知書の有効期限は、下記の通り各々の推薦通知書に記載する
		平成30年3月末日
		但し、2ヶ年度に亘り一体的な整備が必要な不動産投資等については、以下の通りとする。
		平成31年3月末日
		(注)融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込む場合には、「融資推薦有効期限延長申請書」(様式15号)により、地方協会を通じて全ト協宛て有効期間の延長を申し出ること
12.	申込書および添付書類	《申込時必要書類》
		①「融資推薦申込書」(様式1号)
		②「企業要項」(様式2号の1又は様式2号の2)
		③「事業計画書」(様式3号の1)
		④「承諾書」(様式4号)
		⑤不動産売買契約書(写)(又は案文)
		⑥工事請負契約書(写)(又は案文・見積書)
		⑦公図・建物図面・各階平面図
		⑧所在地案内図
		⑨見積書(荷役機械・事務機器等)
		(①～④の書類は「全ト協」のホームページからもダウンロード可能)
		記入方法等がわからないときは、地方協会事務局に問い合わせのこと
		提出された書類は返却しないので、取扱金融機関宛の提出書類は別途用意すること
13.	商工中金等宛借入申込み	融資推薦の決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否決定通知書」の写を添えて商工中金等へ借入申込を行なうこと
		また、決算関係書類等審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出のこと
		なお、 <u>商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体またはその構成員であることが必要となる</u>
		また、 <u>商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となる</u>
		この資格を具備していない場合は各地方協会に相談のこと

14.	設 備 完 成 報 告	・設備完成(購入)後、速やかに地方協会を通じて設備完成報告書
		(様式18号)を提出のこと
		・設備完成報告が無い場合には、利子補給を行えない
		《報告時添付書類》
		①不動産売買契約書(写)
		②工事請負契約書(写)
		③全部事項証明書(不動産登記簿謄本)(写)
		④対象物件の写真
		⑤投資額全額の領収証(振込金受取書等)(写)
⑥つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書および返済計算書)		
15.	留 意 事 項	・申込事業者が企業または個人事業主の場合、所属組合を通じて借入をする
		「転貸方式」の利用ができる
		・ <u>公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする</u>
		・融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる。
		融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものである
		ことを確認・証明するものであり、その後取扱金融の返済能力等の審査を
		経て融資の可否が決定される
		・融資推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、中止等)が
		生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方協会宛申し出ること。
		所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない
		・この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び
		「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる
		※平成30年度の公募から、 <u>融資限度額の変更が予定されておりますので、</u>
		<u>ご留意下さい。</u>
(事業規模が1億円の大規模プロジェクトで、平成30年度以降の投資額の		
30%以内且つ <u>上限金額5億円</u> となります)		

第41回(平成29年度)中央近代化基金「調整融資」募集要綱

(公社)全日本トラック協会

1.	目 的 ・ 対 象	地方トラック協会(以下「地方協会」という)の公募期間中の推薦見込額が	
		公募額を超えて地方協会が対応できない場合、事業者間に不公平が生	
		じないよう、その超過部を全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が融	
		資の推薦と利子補給を行うもの	
2.	推 薦 総 枠	35億円	
3.	受 付 期 間	第1回目	平成29年6月15日(木)～平成29年8月31日(木) 20億円
		第2回目	平成29年11月15日(水)～平成30年1月31日(水) 15億円
4.	推 薦 対 象 者 推 薦 対 象 資 金 推 薦 融 資 の 条 件	融資対象者及び推薦対象資金については、近代化基金運営要領の定めによる	
		(注)推薦対象資金には消費税を含めることができる	
		融資限度については、各地方協会の定める融資限度による	
		(上限は個別企業体5千万円 共同体1億円)	
		<u>但し、地方協会の限度額と別枠ではない</u>	
		なお、応募が募集枠を超過する場合は、募集枠の範囲内となるよう減額等調整する場合がある	
5.	利 子 補 給	(1)利子補給率	年0.3%
		(2)利子補給限度額	
		1事業者に対する利子補給は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円	
		を限度とする(但し、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)	
6.	取 扱 金 融 機 関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店	
7.	地方協会から全ト協宛て推薦期限(全ト協必着日)	第1回目	平成29年9月7日(木)
		第2回目	平成30年2月7日(水)
		中央近代化基金融資推薦書(様式8号)・推薦一覧表(様式10号の1)にて全ト協宛て推薦	
8.	推 薦 適 否 決 定 通 知 (通 知 予 定 日)	第1回目	平成29年9月21日(水)
		第2回目	平成30年2月21日(水)
9.	推 薦 通 知 書 の 有 効 期 限	推薦通知書の有効期限は下記の通り、各々の推薦通知書に記載する	
		平成30年3月末日	
10.	設 備 完 成 報 告 等	・設備完成(購入)後、速やかに設備完成報告書に必要書類を添えて提出のこと	
		・設備完成報告報告が無い場合には、利子補給を行えない	

11. 留意事項	<p>・自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。但し、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成29年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本推薦融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済又は当該割賦手形の一括返済又は当該割賦手形の一括組戻しに充当されるもの については推薦対象とする</p> <p>・申込事業者が企業または個人事業主の場合、所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる</p> <p>・融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる。</p> <p>融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定される</p> <p>・推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方協会宛申し出ること所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない</p> <p>・この要綱に定めのない事項は、全ト協および各地方協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる</p> <p>※調整融資は事業者に対し全ト協が公募しているものではないため、HP・機関紙等に掲載しないこと</p> <p>※平成30年度の募集から融資限度額の変更が予定されておりますのでご留意下さい。</p> <p>(融資限度額が各地方協会の定める融資限度額且つ調整融資残高5千万円以内(但し、平成30年度以降の融資分が対象) となります)</p>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第41回(平成29年度)中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1.	制度融資名	「平成29年度燃料費対策特別融資」
2.	公募推薦総枠	40億円
3.	公募期間	平成29年7月3日(月)～平成29年9月29日(金)
		(但し、公募枠の40億円に達し次第申込みの受付を締め切る)
4.	申込み先	地方トラック協会(以下「地方協会」という)を通じ、全日本トラック協会
		(以下「全ト協」という)宛て申込み
5.	推薦対象者	地方協会に加入している貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の許可を受けた運送事業者、その共同体およびその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)(以下「事業者」という)であって、
		株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)又は商工中金の代理店の取引資格があるもの(予定を含む)
6.	推薦対象資金	(1)ポスト新長期規制適合車で且つ平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金
		(2)自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金
		(注)推薦対象資金には消費税を含めることができる
7.	推薦融資の条件	(1)融資限度 3千万円 (地方協会の限度額とは別枠とする)
		(2)融資利率 取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による
		(3)償還期間 車両:5年以内、自家用燃料供給施設:8年以内
		(4)据置期間 償還期間のうち6カ月以内
		(5)償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)ただし、端数は最終償還日で調整するものとする
		(6)担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる
		(7)再融資の制限 事業者が再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の

		約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る				
8.	利子補給	(1)利子補給率 年0.3%				
		(2)利子補給限度額				
		1事業者に対する利子補給は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円				
		を限度とする(但し、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)				
9.	取扱金融機関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)				
10.	地方協会から全ト協宛て推薦期限(全ト協必着日)	第1回	平成29年8月7日(月)	第2回	平成29年9月7日(木)	
		第3回	平成29年10月6日(金)			
		中央近代化基金融資推薦書(様式8号)・推薦一覧表(様式10号の2)にて全ト協宛て推薦				
11.	推薦適否決定通知(通知予定日)	第1回	平成29年8月21日(月)	第2回	平成29年9月21日(木)	
		第3回	平成29年10月20日(金)			
12.	推薦通知書の有効期限	推薦通知書の有効期限は下記の通り、各々の推薦通知書に記載する。				
		平成30年3月末日				
13.	申込書および添付書類	《申込時添付書類》				
		①融資推薦申込書(様式1号)				
		②企業要項(様式2号の1または様式2号の2)				
		③事業計画書(様式3号の1または様式3号の2)				
		④承諾書(様式4号)				
		⑤見積書(車両の場合)				
		⑥工事請負契約書(写)又は注文書・注文請書(写)(案文・見積書でも可)				
		⑦所在地案内図 (⑥⑦は自家用燃料供給施設の場合)				
		(①～④の書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)				
		記入方法等がわからないときは、地方協会事務局に問い合わせのこと 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛の提出書類は別途用意すること				
14.	商工中金等宛借入申込み	融資推薦の決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写を添えて商工中金等へ借入申込を行なうこと				
		また、決算関係書類等審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出のこと				
		なお、商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体またはその構成員であることが必要となる				
		また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員で				

		あることが必要となる
		この資格を具備していない場合は各地方協会に相談のこと
15.	設備完成報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備完成(購入)後、速やかに地方協会を通じて設備完成(購入)報告書(様式18号)を提出のこと ・設備完成報告報告が無い場合には、利子補給を行えない <p>《報告時添付書類》</p> <p>(1) 車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車検証(写) (※本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者ともに購入した事業者の名義にする必要がある) <p>(2) 自家用燃料供給施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事請負契約書または注文書・注文請書(写) ②危険物取扱所設置許可証および危険物取扱所完成検査済証(写) ③危険物取扱所全体概要図・平面図・立面図・周辺地図 <p>(3) 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ①投資額全額の領収証(振込金受取書)(写) ②つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書および返済計算書)
16.	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。但し、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成29年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本推薦融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済又は当該割賦手形の一括返済又は当該割賦手形の一括組戻しに充当されるもの については推薦対象とする ・申込事業者が企業または個人事業主の場合、所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる ・公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする ・融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる。 融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定される ・推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方協会宛申し出ること。 所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない ・この要綱に定めのない事項は全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる

※平成30年度の公募から、融資限度額の変更が予定されておりますので、
ご留意下さい。
(融資限度額が2千万円となります)